

公益財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人長崎県育英会（以下「本会」という。）定款第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、貸与する学資（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類及び併給禁止規定)

第 2 条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 育英事業奨学金
- (2) 高等学校奨学事業奨学金
- (3) 交通遺児奨学金

2 前項の奨学金の併給及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併給はできない。

(奨学生の資格)

第 3 条 本会が奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子ども等であつて、次の各号に該当する者とする。

(1) 育英事業奨学生（育英事業奨学金を貸与する者）

- ア 高等学校（専攻科を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を含む。）、専修学校の高等課程及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）並びに大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）及び長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校（長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業したものに限る。）（以下「大学等」という。）に在学する者
- イ 経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい者又は経済的理由により修学が著しく困難であり奨学生としてふさわしい者

(2) 奨学事業奨学生（高等学校奨学事業奨学金を貸与する者）

- ア 高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者
- イ 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者

(3) 交通遺児奨学生（交通遺児奨学金を貸与する者）

- ア 家計の支持者又は保護者が、交通事故に因り死亡した家庭の遺児である者
- イ 高等学校及び高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）に在学する者で、経済的理由により修学が困難な者

(交通事故の定義)

第 4 条 交通事故とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 陸上交通事故

一般交通の用に供する道路、鉄道又は軌道における車両等による交通事故。

(2) 海上交通事故

船舶（水上又は水中の航行の用に供する船舟類をいう。）による交通の事故。

(3) 航空交通事故

航空機による交通の事故。

(奨学金の額)

第 5 条 奨学金の月額は次のとおりとする。

(1) 育英事業奨学生、奨学事業奨学生

ア 国公立の高等学校等 自宅 18,000 円又は 10,000 円 自宅外 23,000 円又は 10,000 円

イ 私立の高等学校等 自宅 30,000 円、20,000 円又は 10,000 円 自宅外 35,000 円、20,000 円又は 10,000 円

ウ 大学等 国立・公立 41,000 円 私立 47,000 円

エ 長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等 41,000 円

(2) 交通遺児奨学生

ア 国公立の高等学校等及び私立の高等学校等については前項と同額とする。

イ 大学等 国立・公立 35,000 円 私立 41,000 円

(貸与の期間)

第 6 条 奨学金を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短修業期間とする。

ただし、次の場合は、その期間を延長することができる。

(1) 高等学校等に在学する者の海外留学期間（1年間を限度とする。）

(2) 理事会で特に必要と認めた期間

2 交通遺児奨学生にあつては、修学期間途中において、資格に該当する事由が生じた場合は、事由の発生した月から貸与する。

3 前項にかかわらず、出願する年度以前に資格に該当する事由が生じている場合は、当該年度の4月から貸与する。

(願出手続)

第 7 条 育英事業奨学生を希望する者は、現に在学する学校又は卒業した学校の長（以下「校長」という。）を、ただし、大学生については、保護者が住所を有する市町長を経て、次の書類を公益財団法人長崎県育英会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書

2 高等学校等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「育英事業予約志願生」という。）は前項の出願ができるものとする。

第7条の2 奨学事業奨学生を希望する者は、高等学校の現に在学する校長を経て、次の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書

第7条の3 交通遺児奨学生を希望する者は、在学中学校又は在学高等学校等の校長を経て、次の書類を理事長に提出しなければならない。ただし、大学等に在学する者及び在学中でない者については、直接理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書
- (3) 交通事故証明書（所管する官庁の様式）

2 高等学校等及び大学等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「交通遺児予約志願生」という。）は前項の出願ができるものとする。

第7条の4 奨学生願書には、第一連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては連帯保証人、以下同じ。）が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

2 願出の期日は毎年度理事長が定める。

3 前項にかかわらず、交通遺児奨学生を希望する者は、年度途中において資格に該当する事由が生じた場合は、当該年度中において随時出願できるものとする。

（奨学生の決定）

第8条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

2 前項の奨学生のうち、育英事業予約志願生、交通遺児予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。

3 前2項の決定は、校長を経て本人に通知する。ただし、市町長を経て出願した者については、市町長に選考結果を通知するとともに直接、本人に通知する。

（誓約書・奨学金借用証書の提出）

第9条 第8条第3項の通知を受けた者は、第一連帯保証人、第二連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては不要、以下同じ。）と連署のうえ、大学等奨学生にあつては直接、高等学校等奨学生にあつては校長を経て誓約書・奨学金借用証書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(学業成績表の提出)

第10条 大学等奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第11条 奨学生は、次の各号の1に該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人から届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学金を辞退しようとするとき。
- (3) 本人又は第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の交付)

第12条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

2 奨学金は、原則として、年4回交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

第13条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の休止)

第14条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。ただし、海外留学による休学(1年間を限度とする。)の場合はこの限りでない。

(奨学金の停止)

第15条 奨学生が次の各号の1に該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

- (1) 傷痕、疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他第3条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第16条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に奨学金を年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができる。

2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書又はその他の方法により返還することができる。

第17条 奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(返還完了前異動の届出)

第18条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第19条 奨学生であった者が、次に掲げる各号の1に該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 短期大学、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校等に在学しているときは、その在学期間

(2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届出)

第20条 第一連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第21条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人又は家族が事情を具して願い出なければならない。

3 交通遺児奨学金については、第16条の規定にかかわらず奨学金の半額の返還を免除する。

(延滞金)

第22条 正当と認められる事由がなく、奨学金の返還を延滞したときは、延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額を徴収するものとする。

(実施細目)

第23条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は昭和51年度以降採用者に対して適用する。

昭和50年度以前の採用者に対しては旧規定による。

(昭和52年2月26日一部改正)分から(平成24年2月15日一部変更)分までの附則は省略

附 則(平成24年8月1日一部変更)

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人長崎県育英会の設立の登記の日から施行するものとし、平成25年度以降の採用者に対して適用する。

なお、平成24年度以前の採用者に対しては旧規程の例による。

附 則(平成25年6月3日一部変更)

1 改正後の規程は、平成26年4月1日以降の採用者(平成26年度予約奨学生を含む。)から適用する。

附 則(平成26年2月5日一部改正)

1 改正後の規程は、平成26年4月1日以降の採用者(平成26年度予約奨学生を含む。)から適用する。

別表(第16条・第17条関係)

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000円以下	8年
500,001円～600,000円	9年
600,001円～800,000円	10年
800,001円～1,000,000円	11年
1,000,001円～1,200,000円	12年
1,200,001円～1,500,000円	13年
1,500,001円～1,800,000円	14年
1,800,001円～2,100,000円	15年
2,100,001円～2,500,000円	16年
2,500,001円～3,000,000円	18年
3,000,001円以上	20年